

税などの納付が始まります



**第1期の納期限は
6月30日(金)です**

【納付書で納める人】

納税通知書に同封の納付書を使い、金融機関か納税窓口で各納期限までに納めてください。1年分を一括納付するときは1枚目を使い、第1期の納期限(6月30日(金))までに納付してください。この場合、2枚目以降の各期別分納付書は廃棄してください。

※ただし、介護保険料の納付書には1年分一括納付用はありませんので、ご注意ください。

【口座振替の人】

納税通知書に口座内容(個人情報保護のため口座番号の一部を非表示)を記載しますのでご確認ください。

各通知書の発送日

【6月13日(火)】

固定資産(土地・家屋)課税明細書、
固定資産税・都市計画税納税通知書

【6月15日(木)】

市・県民税、国民健康保険税、
介護保険料の各通知書

土地や家屋の所有者は 課税明細書をチェック

固定資産(土地・家屋)課税明細書は、1月1日現在で本市に土地や家屋を所有している人に毎年送付していただきます(固定資産の納税通知書に同封)。課税明細書には、課税されている資産が記載されていますので、内容を確認の上、大切に保管してください。なお、よくある質問を下にまとめましたので、ご覧ください。

△問合せ▽

- ・市・県民税：税務課市民税係
- ・固定資産税(土地)：税務課土地係
- ・固定資産税(家屋)：税務課家屋係
- ・国民健康保険税・介護保険料：税務課税制係
- ・市税等の納付：納税課納税係・整理係
- ・市税等の口座振替：納税課管理係

課税についての Q & A

固定資産(土地・家屋)課税明細書

<家屋を取り壊したらご連絡を>

- Q. 取り壊した家屋が明細書に記載されていますが、どうしたらいいですか?
- A. 現場確認などの対応をさせていただきますので、税務課家屋係にご連絡ください。

<新築住宅軽減の期間>

- Q. 4年前に住宅を新築したのですが、昨年度と比べて税額が高くなりました。なぜでしょうか?
- A. 3年間適用される新築住宅軽減措置が終了したためです。

<住宅の有無で土地の税額は変わるの?>

- Q. 昨年に住宅を取り壊しましたが、土地の税額が今年度分から急に高くなりました。なぜですか?
- A. 土地の上に住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、減額となります。増額になったのは、住宅の滅失により特例の適用から外れることになったためです。

<土地・家屋を売却したら>

- Q. 昨年12月に所有する土地と家屋を売却し、今年3月に所有権移転の登記をしました。しかし、売却したはずの土地・家屋が記載された課税明細書が届いたのですが?
- A. 固定資産税は、法律の定めにより、毎年1月1日(賦課期日という)現在の登記簿上の所有者に対して課税されます。この場合、賦課期日時点で登記簿上の所有者であるあなたに課税されることになります。

市・県民税 納税通知書

<今年度から年金特徴(天引き)の算定方法が変わります>

- Q. 4・6・8月に年金から天引きされる額が2月の天引き額と違うのはなぜですか?
- A. これまで、4・6・8月に年金から天引きされる額は前年度2月の天引き額と同額でしたが、4月から年間の税額を平準化するため、前年度の年金に係る年税額の6分の1の額になります。

国民健康保険税の 税率を改正しました

今年度からの国民健康保険税の税率を改正しました。加入者の皆さんには、これまで以上の税負担をお願いすることになりますが、ご理解くださるようお願いいたします。詳しくは、市ホームページまたは広報よねざわ3月15日号をご覧ください。

税率はどうかの？

改正前

医療給付費分

所得割	7.2%
資産割	15.8%
均等割	20,800円
平等割	24,800円
課税限度額	540,000円

後期高齢者支援金分

所得割	3.1%
資産割	2.0%
均等割	7,600円
平等割	9,500円
課税限度額	190,000円

介護納付金分

所得割	2.1%
資産割	1.45%
均等割	7,900円
平等割	6,400円
課税限度額	160,000円

モデル世帯の改正税率は、市ホームページをご覧ください。



改正後

医療給付費分

所得割	9.2%
資産割	15.8%
均等割	26,300円
平等割	28,800円
課税限度額	540,000円

後期高齢者支援金分

所得割	2.9%
資産割	2.0%
均等割	8,400円
平等割	9,500円
課税限度額	190,000円

介護納付金分

所得割	2.7%
資産割	1.45%
均等割	10,000円
平等割	7,400円
課税限度額	160,000円

- 所得割…被保険者それぞれの所得から33万円を差し引いた額に率を乗じます。
- 資産割…被保険者が所有する土地家屋の固定資産税額に率を乗じます。
- 均等割…被保険者1人当たりの金額
- 平等割…1世帯当たりの金額

国民健康保険税が軽減される対象を拡大しました

前年中の所得が一定の金額以下のときは、均等割額・平等割額の軽減措置を受けることができます。この軽減の基準を次のとおり改正し、5割軽減と2割軽減の対象世帯を拡大しました。

減額割合	軽減対象基準額
7割軽減	加入者全員の28年中所得の合計が、33万円以下のとき
5割軽減	加入者全員の28年中所得の合計が次の算式で得られた金額以下のとき 33万円 + (27万円 × 加入者数と特定同一世帯所属者数の合算数)
2割軽減	加入者全員の28年中所得の合計が次の算式で得られた金額以下のとき 33万円 + (49万円 × 加入者数と特定同一世帯所属者数の合算数)

※加入者全員とは、世帯主(擬制世帯主を含む)、国保加入者及び特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療制度に移行した人)のこと

該当者には、当初から軽減した国民健康保険税を通知しますので、手続きは不要です。



国民健康保険財政の健全化に努めます

本市では、医療費の適正化と保険税の収納率向上により、国民健康保険財政の健全化に努めます。国民健康保険はお互いを支え、助け合う制度です。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

POINT! 医療費の適正化

- ・ 特定健康診査の受診率の向上を図り、疾病予防や重症化予防に努めます。
- ・ かかりつけ医を持ち重複受診を避けるなど、適正な受診行動をPRしていきます。
- ・ ジェネリック医薬品の普及率の向上に加え、残薬管理や残薬の医師への報告などを促し、適正な薬の処方につながるよう努めていきます。
- ・ 健康への意識を高めるようPRしていきます。

POINT! 保険税の収納率向上対策

- ・ 広報による納税の周知及び口座振替の加入者の拡大などを図り、納期内自主納付の促進と滞納の未然防止を推進します。
- ・ 滞納者に対しては、高額・長期となる前に早期の滞納処分を執行します。
- ・ 財産不明及び徴収困難案件については、積極的に搜索を実施し、差押えした動産などはインターネット公表に付し、市税に充てていきます。